

■【トピックス】

ChatGPTの衝撃！



OpenAI社が開発したChat型AIであるChatGPTが話題です。現在、無料で利用できるので早速試してみました。がスゴイの一言です。これからはGoogle 検索ではなくChatGPTを使うことになりそうです。

OpenAI社には Microsoft 社が出資しており、Microsoft 社の製品に組み込みが始まっています。対抗するGoogleは、早晚ChatGPTと似たAIを利用できるようにすると発表しました。AIの戦いが始まりました！

■【今月のキーワード】

贈与加算

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内(死亡の日から遡って3年前の日から死亡の日までの間)に暦年課税によって取得した財産がある時には、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。令和5年度税制改正により相続財産に加算される贈与により取得した財産が3年前から7年前までに延長されました。ただし、延長された期間の100万円までの贈与は加算されません。

■【ビジネス・アイ】

贈与加算延長

社長 「これまで相続税対策で、息子に会社の株式を贈与してきたけど、税制改正で贈与の相続税が変わるみたいだね」

花野 「そうなんですよ。とはいっても事前に騒がれていたような大改正ではなく、マイナーチェンジという感じに落ち着きましたね」

社長 「そうなんだ。具体的にはどんな感じに変わったのかなあ？」

花野 「まず、贈与加算といって、相続開始前に行った贈与で相続財産に加算されるものの期間がこれまでの3年から7年に延長されました。ただし、延長された4年間にされた贈与から100万円が控除されます」

社長 「そうか。毎年少しずつ贈与というものやりずらくなる感じだね」

花野 「そうですね。ただ、そもそも贈与加算は相続人が対象ですから、相続人でない孫などへの贈与は相変わらず有効ですね」

社長 「そうすると大きな影響はないかもしれないね」

花野 「そうかもしれないですね。それより相続時精算制度を選択した場合ですが、こちらは制度選択後、毎年110万円までは贈与税が課税されないこととなりました」

社長 「そうなんだ、なんだか相続時精算制度の方が有利にみるね」

花野 「有利かどうかはケースバイケースですが、誘導しているように見えますね」

■【今月の1冊】

『バカと無知』

橋 玲 著

新潮新書 ¥880

日本人は平等意識が非常に強いですが、最新の研究では努力だけでは埋めがたい違いがあることが明らかになりつつあります。

この本では最新の研究から徹底的に社会的な動物である人間の本性を明らかにします。リベラルな人ほど受け入れられない現実がそこにはあります。他人を理解し、自分自身を知る上でも一読することをお勧めします。



■【編集後記】

ChatGPT ですが、さっそく試してみました。衝撃を受けました。ネット上には、文章作成だけでなく、プログラムの生成など活用例が次々と紹介されています。時代が大きく変わる潮目になりそう感じがしますね。是非、一度お試しあれ！

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.192 毎月1日発行)

●定価：2,400円/年 ●発行日：2023.3.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808